

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 5 月修正)	修正 (2024 年 6 月修正)	備考
	第 1 編 総 則	第 1 編 総 則	
	第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項	第 2 章 基本理念及び重点を置くべき事項	
	第 1 節 防災の基本理念	第 1 節 防災の基本理念	
3	また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>(追記)</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>住み続けられるまちづくりなど、S D G s の理念を意識し、</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	愛知県 SDGs 推進本部会議 (2019 年 7 月 16 日開催) を踏まえた修正
	第 3 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第 3 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱	第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱	
7	1 県 県警察 (13) 緊急通行車両等の <u>事前審査及び確認</u> を行う。	1 県 県警察 (13) 緊急通行車両等の <u>確認及び確認証明書の交付</u> を行う。	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正
	第 2 編 災害予防	第 2 編 災害予防	
	第 1 章 防災協働社会の形成推進	第 1 章 防災協働社会の形成推進	
	第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第 2 節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
20	1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 (略) イ 防災ボランティア活動の環境整備 県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社及び N P O ・ボランティア等（以下「N P O ・ボランティア関係団体等」という。）との連携を <u>図り (追記)</u> 、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 2 県（防災安全局、関係局）における措置 (1) <u>(追記)</u> (略) (2) <u>(追記)</u> 県は、市町村等が実施する自主防災組織、N P O ・ボランティア関係団体等、消防団、 <u>婦人 (女性)</u> 消防 (防災) クラブ、企業、学校、防災ボラ	1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置 (2) 防災ボランティア活動の支援 (略) イ 防災ボランティア活動の環境整備 県及び市町村は、社会福祉協議会、日本赤十字社及び N P O ・ボランティア等（以下「N P O ・ボランティア関係団体等」という。）との連携を <u>図るとともに、災害中間支援組織（N P O ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、</u> 災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。 2 県（防災安全局、関係局）における措置 (1) <u>自主防災組織の育成支援</u> (略) (2) <u>防災関係団体のネットワーク化の支援</u> 県は、市町村等が実施する自主防災組織、N P O ・ボランティア関係団体等、消防団、 <u>(削除)</u> 女性消防 (防災) クラブ、企業、学校、防災ボラ	防災基本計画に基づく修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 5 月修正)	修正 (2024 年 6 月修正)	備考
	ンティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への取組に対し、必要な支援を行うものとする。 <u>(追記)</u> 3 市町村における措置 <u>(追記)</u> 市町村は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、<u>婦人（女性）</u>消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 <u>(追加)</u>	ンティア団体など防災関係団体同士の顔の見える密接な関係構築（ネットワーク化）への取組に対し、必要な支援を行うものとする。 <u>(3) 災害中間支援組織の育成等</u> <u>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成に努めるとともに、本計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u> 3 市町村における措置 <u>(1) 防災関係団体ネットワーク化</u> 市町村は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、<u>(削除)</u>女性消防（防火）クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。 <u>(2) 災害ボランティアセンター</u> <u>市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u>	
	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策	
	第5節 地下空間の浸水対策	第5節 地下空間の浸水対策	
31	2 県（建設局）及び市町村における措置 (1) 浸水防止施設設置の促進 県及び市町村は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設<u>の</u>設置する民間事業者等に提供する。	2 県（建設局）及び市町村における措置 (1) 浸水防止施設設置の促進 県及び市町村は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設<u>を</u>設置する民間事業者等に提供する。	表記の整理
	第3章 土砂災害等予防対策	第3章 土砂災害等予防対策	
	第1節 土地利用の適正誘導	第1節 土地利用の適正誘導	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 5 月修正)	修正 (2024 年 6 月修正)	備考
34	県（関係局）及び市町村における措置 土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法（ <u>追記</u> ）を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。	県（関係局）及び市町村における措置 土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法、 <u>都市再生特別措置法</u> を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。	都市再生特別措置法（令和2年度改正）に基づく修正
	第4章 事故・火災等予防対策	第4章 事故・火災等予防対策	
	第9節 地下街等の保安対策	第9節 地下街等の保安対策	
42	■ 主な機関の措置 ガス事業者 5 安全型 <u>器機</u> ・遮断装置等の安全設備の普及促進	■ 主な機関の措置 ガス事業者 5 安全型 <u>機器</u> ・遮断装置等の安全設備の普及促進	表記の整理
51	5 ガス事業者における措置 安全型 <u>器機</u> ・遮断装置等の安全設備の普及促進を図る。特に特定地下街等に対しては次の事項を行う。	5 ガス事業者における措置 安全型 <u>機器</u> ・遮断装置等の安全設備の普及促進を図る。特に特定地下街等に対しては次の事項を行う。	表記の整理
	第5章 建築物等の安全化	第5章 建築物等の安全化	
	第2節 ライフライン関係施設対策	第2節 ライフライン関係施設対策	
55	3 ガス施設 (4) 災害対策用資機材等の確保及び整備 (略) イ 車両の確保 非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、 <u>重要なガス施設</u> においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。	3 ガス施設 (4) 災害対策用資機材等の確保及び整備 (略) イ 車両の確保 非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、 <u>製造所・供給所等</u> においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。	防災業務計画の記載を踏まえた修正
	第6章 都市の防災性の向上	第6章 都市の防災性の向上	
	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	
59	県（都市・交通局、建築局）及び市町村における措置 (1) 都市計画のマスタープランの策定 都市計画区域マスタープラン <u>及び</u> 市町村都市計画マスタープラン（ <u>追記</u> ）において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備（ <u>追記</u> ）を促進する。	県（都市・交通局、建築局）及び市町村における措置 (1) 都市計画のマスタープランの策定 都市計画区域マスタープラン、 <u>市町村都市計画マスタープラン及び立地適正化計画</u> において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備 <u>や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化</u> を促進する。	都市再生特別措置法（令和2年度改正）に基づく修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 5 月修正）	修正（2024 年 6 月修正）	備考
	第 2 節 防災上重要な都市施設の整備	第 2 節 防災上重要な都市施設の整備	
60	県（都市・交通局 <u>（追記）</u>）及び市町村における措置 (1) (略) (2) (略) <u>（追加）</u>	県（都市・交通局、<u>建設局</u>）及び市町村における措置 (1) (略) (2) (略) <u>（3）所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等</u> <u>県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u>	防災基本計画に基づく修正
	第 3 節 建築物の不燃化の促進	第 3 節 建築物の不燃化の促進	
60	県（建築局）及び市町村における措置 (2) 建築物の不燃対策 (略) ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等<u>は</u>、階数が 3 以上であるものあるいは規模に応じて、<u>また</u>、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。	県（建築局）及び市町村における措置 (2) 建築物の不燃対策 (略) ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等 <u>（削除）</u> 階数が 3 以上であるものあるいは規模に応じて <u>（削除）</u> 一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする	表記の整理
	第 8 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第 8 章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	
	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	
68	7 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 県、市町村及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策 <u>（追記）</u> など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	7 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 県、市町村及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、<u>デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u> など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。	防災基本計画に基づく修正
70	1 2 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 市町村災害廃棄物処理計画の策定	1 2 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 市町村災害廃棄物処理計画の策定	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 5 月修正)	修正 (2024 年 6 月修正)	備考
	市町村は、災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定：環境省）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄の処理体制、周辺の地方公共団体 <u>（追記）</u> との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	市町村は、災害廃棄物対策指針（平成 30 年 3 月改定：環境省）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄の処理体制、周辺の地方公共団体 <u>や民間事業者等</u> との連携・協力等について、具体的に示すものとする。	
	第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第 10 章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
80	■ 基本方針 ○ 市町村にあつては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、 <u>（追記）</u> ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。	■ 基本方針 ○ 市町村にあつては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、 <u>NPO・</u> ボランティア <u>関係</u> 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。	表記の整理
	第 1 節 避難所の指定・整備等	第 1 節 避難所の指定・整備等	
81	市町村における措置 (2) 指定避難所の指定 (略) <u>オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。</u>	市町村における措置 (2) 指定避難所の指定 (略) <u>（(3) に統合）</u>	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
82	<u>カ</u> (略) <u>キ</u> (略) <u>（追加）</u>	<u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略) <u>（3）福祉避難所の整備</u> <u>ア 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引</u>	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 5 月修正)	修正 (2024 年 6 月修正)	備考
	(参考) 第 3 編災害応急対策第 9 章から記載箇所変更 (5) 福祉避難所の設置等 (略) また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。 (3) 避難所が備えるべき設備の整備 (略) (4) 避難所の破損等への備え (略) (5) 避難所の運営体制の整備 (略) イ 市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。<u>(追記)</u>	<u>器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。</u> <u>イ 市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u> <u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u> <u>エ 市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>オ 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> (4) 避難所が備えるべき設備の整備 (略) (5) 避難所の破損等への備え (略) (6) 避難所の運営体制の整備 (略) イ 市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。 <u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で</u>	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 5 月修正)	修正 (2024 年 6 月修正)	備考
		<u>避難者を支えることができるよう留意すること。</u>	
	第 2 節 要配慮者支援対策	第 2 節 要配慮者支援対策	
84	(3) 避難行動要支援者対策 (略) ウ 個別避難計画の作成等 (7) 個別避難計画の作成 市町村は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>(追記)</u> (略) <u>(追記)</u>	(3) 避難行動要支援者対策 (略) ウ 個別避難計画の作成等 (7) 個別避難計画の作成 市町村は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> (略) <u>(エ) 県及び名古屋地方気象台による取組の支援</u> 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。 (略) (4) 外国人等に対する対策 県、市町村及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>在日</u>外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 (略) オ 災害時に多言語情報の提供 <u>(追加)</u> を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (略) <u>(追記)</u>	防災基本計画の修正に伴う修正
85	(略) (4) 外国人等に対する対策 県、市町村及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>在日</u>外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 (略) オ 災害時に多言語情報の提供 <u>(追加)</u> を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (略) <u>(追記)</u>	(略) (4) 外国人等に対する対策 県、市町村及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする <u>(削除)</u> 外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 (略) オ 災害時に多言語情報の提供<u>等</u>を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (略) <u>(6) 災害ケースマネジメント</u> 県及び市町村は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、<u>地</u>	愛知県災害多言語支援センターの設置体制の見直しに伴う修正 防災基本計画に基づく

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 5 月修正）	修正（2024 年 6 月修正）	備考																																																										
		<u>域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u>	修正																																																										
	第 1 3 章 防災に関する調査研究の推進	第 1 3 章 防災に関する調査研究の推進																																																											
	防災に関する調査研究の推進	防災に関する調査研究の推進																																																											
97	2 市町村における措置 (2) 地籍調査 市町村は、防災化の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。	2 市町村における措置 (2) 地籍調査 市町村は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。	表記の整理																																																										
	第 3 編 災害応急対策	第 3 編 災害応急対策																																																											
	第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）	第 1 章 活動態勢（組織の動員配備）																																																											
99	■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>県</td><td>○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保</td><td>○本部会議の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請</td><td></td></tr><tr><td>市町村</td><td>○市町村災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保</td><td>○国又は他市町村職員の派遣要請</td><td></td></tr><tr><td>防災関係機関</td><td></td><td>○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備</td><td></td></tr></table> ■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td rowspan="3">第 1 節 災害対策本部の設置・運営</td><td>県</td><td>1(1) 県災害対策本部の設置 1(2) 本部の組織・運営 1(3) 災害情報センターの立ち上げ 1(4) 本部会議の開催 1(5) 庁舎機能の確保 1(6) 災害対策本部職員の動員 1(7) 国の現地災害対策本部との調整</td></tr><tr><td>市町村</td><td>2(1) 組織及び活動体制 2(2) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告</td></tr><tr><td>防災関係機関</td><td>3 所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備</td></tr><tr><td>第 2 節 職員の派遣要請</td><td>県</td><td>1(1) 国の職員の派遣要請 1(2) 他都道府県職員の派遣要請 1(3) 職員派遣のあっせん要求 1(4) 被災市町村への県職員の派遣</td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保	○本部会議の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請		市町村	○市町村災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保	○国又は他市町村職員の派遣要請		防災関係機関		○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備		区 分	機関名	主な措置	第 1 節 災害対策本部の設置・運営	県	1(1) 県災害対策本部の設置 1(2) 本部の組織・運営 1(3) 災害情報センターの立ち上げ 1(4) 本部会議の開催 1(5) 庁舎機能の確保 1(6) 災害対策本部職員の動員 1(7) 国の現地災害対策本部との調整	市町村	2(1) 組織及び活動体制 2(2) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告	防災関係機関	3 所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備	第 2 節 職員の派遣要請	県	1(1) 国の職員の派遣要請 1(2) 他都道府県職員の派遣要請 1(3) 職員派遣のあっせん要求 1(4) 被災市町村への県職員の派遣	■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>県</td><td>○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保</td><td>○本部会議の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請</td><td></td></tr><tr><td>市町村</td><td>○市町村災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保</td><td>○国又は他市町村職員の派遣要請</td><td></td></tr><tr><td>防災関係機関</td><td></td><td>○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備</td><td></td></tr></table> ■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td rowspan="3">第 1 節 災害対策本部の設置・運営</td><td>県</td><td>1(1) 県災害対策本部の設置 1(2) 本部の組織・運営 1(3) 災害情報センターの立ち上げ 1(4) 本部会議の開催 1(5) 庁舎機能の確保 1(6) 災害対策本部職員の動員 1(7) 国の現地災害対策本部との調整</td></tr><tr><td>市町村</td><td>2(1) 組織及び活動体制 2(2) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告</td></tr><tr><td>防災関係機関</td><td>3 所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備</td></tr><tr><td>第 2 節 職員の派遣要請</td><td>県</td><td>1(1) 国の職員の派遣要請 1(2) 他都道府県職員の派遣要請 1(3) 職員派遣のあっせん要求 1(4) 被災市町村への県職員の派遣</td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保	○本部会議の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請		市町村	○市町村災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保	○国又は他市町村職員の派遣要請		防災関係機関		○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備		区 分	機関名	主な措置	第 1 節 災害対策本部の設置・運営	県	1(1) 県災害対策本部の設置 1(2) 本部の組織・運営 1(3) 災害情報センターの立ち上げ 1(4) 本部会議の開催 1(5) 庁舎機能の確保 1(6) 災害対策本部職員の動員 1(7) 国の現地災害対策本部との調整	市町村	2(1) 組織及び活動体制 2(2) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告	防災関係機関	3 所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備	第 2 節 職員の派遣要請	県	1(1) 国の職員の派遣要請 1(2) 他都道府県職員の派遣要請 1(3) 職員派遣のあっせん要求 1(4) 被災市町村への県職員の派遣	表記の整理
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																																										
県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保	○本部会議の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請																																																											
市町村	○市町村災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保	○国又は他市町村職員の派遣要請																																																											
防災関係機関		○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備																																																											
区 分	機関名	主な措置																																																											
第 1 節 災害対策本部の設置・運営	県	1(1) 県災害対策本部の設置 1(2) 本部の組織・運営 1(3) 災害情報センターの立ち上げ 1(4) 本部会議の開催 1(5) 庁舎機能の確保 1(6) 災害対策本部職員の動員 1(7) 国の現地災害対策本部との調整																																																											
	市町村	2(1) 組織及び活動体制 2(2) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告																																																											
	防災関係機関	3 所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備																																																											
第 2 節 職員の派遣要請	県	1(1) 国の職員の派遣要請 1(2) 他都道府県職員の派遣要請 1(3) 職員派遣のあっせん要求 1(4) 被災市町村への県職員の派遣																																																											
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																																										
県	○県災害対策本部（災害情報センター）の設置 ○災害対策要員の確保	○本部会議の開催 ○国又は他都道府県職員の派遣要請																																																											
市町村	○市町村災害対策本部の設置 ○災害対策要員の確保	○国又は他市町村職員の派遣要請																																																											
防災関係機関		○所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備																																																											
区 分	機関名	主な措置																																																											
第 1 節 災害対策本部の設置・運営	県	1(1) 県災害対策本部の設置 1(2) 本部の組織・運営 1(3) 災害情報センターの立ち上げ 1(4) 本部会議の開催 1(5) 庁舎機能の確保 1(6) 災害対策本部職員の動員 1(7) 国の現地災害対策本部との調整																																																											
	市町村	2(1) 組織及び活動体制 2(2) 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告																																																											
	防災関係機関	3 所掌する災害応急対策の速やかな実施・体制整備																																																											
第 2 節 職員の派遣要請	県	1(1) 国の職員の派遣要請 1(2) 他都道府県職員の派遣要請 1(3) 職員派遣のあっせん要求 1(4) 被災市町村への県職員の派遣																																																											

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 5 月修正)	修正 (2024 年 6 月修正)	備考
	第 1 節 災害対策本部の設置・運営	第 1 節 災害対策本部の設置・運営	
101	1 県（防災安全局）における措置 (4) <u>本部員会議</u> の開催 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ <u>本部員会議</u> を招集する。 <u>本部員会議</u> の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。ただし、必要に応じ、防災関係機関を出席させることができる。 <u>本部員会議</u> の運営については、災害情報センターがその事務を取り仕切る。	1 県（防災安全局）における措置 (4) <u>本部会議</u> の開催 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ <u>本部会議</u> を招集する。 <u>本部会議</u> の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。ただし、必要に応じ、防災関係機関を出席させることができる。 <u>本部会議</u> の運営については、災害情報センターがその事務を取り仕切る。	表記の整理
	第 2 節 職員の派遣要請	第 2 節 職員の派遣要請	
103	1 県（防災安全局）における措置 (4) 被災市町村への県職員の派遣 県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理や <u>マスク着用</u> 等を徹底するものとする。	1 県（防災安全局）における措置 (4) 被災市町村への県職員の派遣 県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理 <u>(削除)</u> 等を徹底するものとする。	マスク着用の考え方の見直しに伴う修正（健康管理等にマスク着用を含む）
	第 2 章 避難行動	第 2 章 避難行動	
	第 1 節 気象警報等の発表、伝達	第 1 節 気象警報等の発表、伝達	
112	1 3 気象警報等の伝達系統 図 1 気象警報等の伝達系統図	1 3 気象警報等の伝達系統 図 1 気象警報等の伝達系統図	表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 5 月修正)	修正 (2024 年 6 月修正)	備考
	注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号 <u>(追記)</u> の規定に基づく法定伝達先。	注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号 <u>及び第 3 号並びに第 9 条</u> の規定に基づく法定伝達先。	根拠となる法令の追記
	第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報	第 3 章 災害情報の収集・伝達・広報	
	第 3 節 広報	第 3 節 広報	
136	4 広報内容 (2) 災害発生直後の広報 (略) エ <u>医療・救護所</u> の開設状況 (略) ※「 <u>医療・救護所</u> 」、「 <u>医療救護所</u> 」、「 <u>緊急救護所</u> 」、「 <u>応急救護所</u> 」 記載ページ P. 156、157(2 箇所)、P. 159(2 箇所)、P. 160、P162	4 広報内容 (2) 災害発生直後の広報 (略) エ <u>(削除)</u> 救護所の開設状況 (略) ※「 <u>救護所</u> 」 記載ページ P. 156、157(2 箇所)、P. 159(2 箇所)、P. 160、P162	表記の整理 (「救護所」に統一)
	第 4 章 応援協力・派遣要請	第 4 章 応援協力・派遣要請	
	第 4 節 ボランティアの受入	第 4 節 ボランティアの受入	
146	1 県(防災安全局)における措置 (1) 県は、 <u>(追加)</u> 広域ボランティア支援本部を <u>速やかに</u> 設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。 (略)	1 県(防災安全局)における措置 (1) 県は、 <u>市町村ボランティアセンターを支援するため</u> 、広域ボランティア支援本部を <u>(削除)</u> 設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。 (略)	表記の整理
147	4 NPO・ボランティア関係団体等との連携 県及び市町村は、県内及び県外から被災地入りしている NPO・ボランティア関係団体等と、 <u>情報を共有する場において</u> 、被災者のニーズや支援活動の全体像を <u>把握し</u> 、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。 <u>(追記)</u>	4 NPO・ボランティア関係団体等との連携 県及び市町村は、県内及び県外から被災地入りしている NPO・ボランティア関係団体等と、 <u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし</u> 、被災者のニーズや支援活動の全体像を <u>関係者と積極的に共有し</u> 、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。 <u>これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u>	防災基本計画に基づく修正
	5 協力が予想される NPO・ボランティア関係団体等 (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体	5 協力が予想される NPO・ボランティア関係団体等 (1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体	協定が解消されたため

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 5 月修正）	修正（2024 年 6 月修正）	備考																																																																																				
	日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、 <u>公益財団法人名古屋YMC A</u> 、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会 (略)	日本赤十字社愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社団法人日本ボーイスカウト愛知連盟、一般社団法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、 <u>(削除)</u> 公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会 (略)																																																																																					
	第 5 章 救出・救助対策	第 5 章 救出・救助対策																																																																																					
	第 3 節 航空機の活用	第 3 節 航空機の活用																																																																																					
154	1 航空機の運用調整 (3) 調整事項等 (略) イ 国土交通省に対する <u>緊急用務空域の指定</u> 依頼	1 航空機の運用調整 (3) 調整事項等 (略) イ 国土交通省に対する「 <u>航空情報（ノータム）の発行</u> 」依頼	防災基本計画に基づく修正																																																																																				
	第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策	第 6 章 医療救護・防疫・保健衛生対策																																																																																					
157	■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td rowspan="10">県</td><td></td><td>○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○DMAT及び医療救護班への派遣要請</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○医薬品等の確保</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○広域医療搬送実施のためのSCUの設置</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○地域医療搬送実施のためのSCUの設置</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○県域を越えた協力体制の確立</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○DPATの派遣及び派遣要請</td><td></td></tr><tr><td></td><td><u>(追記)</u></td><td></td></tr><tr><td></td><td>○保健活動及び心のケア</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>○防疫組織の編成</td></tr><tr><td></td><td></td><td>○防疫活動</td></tr><tr><td></td><td></td><td>○DHEATの派遣及び派遣要請</td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集			○DMAT及び医療救護班への派遣要請			○医薬品等の確保			○広域医療搬送実施のためのSCUの設置			○地域医療搬送実施のためのSCUの設置			○県域を越えた協力体制の確立			○DPATの派遣及び派遣要請			<u>(追記)</u>			○保健活動及び心のケア				○防疫組織の編成			○防疫活動			○DHEATの派遣及び派遣要請		■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td rowspan="10">県</td><td></td><td>○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○DMAT及び医療救護班への派遣要請</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○医薬品等の確保</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○広域医療搬送実施のためのSCUの設置</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○地域医療搬送実施のためのSCUの設置</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○県域を越えた協力体制の確立</td><td></td></tr><tr><td></td><td>○DPATの派遣及び派遣要請</td><td></td></tr><tr><td></td><td><u>○JDATの派遣要請</u></td><td></td></tr><tr><td></td><td>○保健活動及び心のケア</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>○防疫組織の編成</td></tr><tr><td></td><td></td><td>○防疫活動</td></tr><tr><td></td><td></td><td>○DHEATの派遣及び派遣要請</td><td></td></tr></table>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集			○DMAT及び医療救護班への派遣要請			○医薬品等の確保			○広域医療搬送実施のためのSCUの設置			○地域医療搬送実施のためのSCUの設置			○県域を越えた協力体制の確立			○DPATの派遣及び派遣要請			<u>○JDATの派遣要請</u>			○保健活動及び心のケア				○防疫組織の編成			○防疫活動			○DHEATの派遣及び派遣要請		防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																																																																				
県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集																																																																																					
		○DMAT及び医療救護班への派遣要請																																																																																					
		○医薬品等の確保																																																																																					
		○広域医療搬送実施のためのSCUの設置																																																																																					
		○地域医療搬送実施のためのSCUの設置																																																																																					
		○県域を越えた協力体制の確立																																																																																					
		○DPATの派遣及び派遣要請																																																																																					
		<u>(追記)</u>																																																																																					
		○保健活動及び心のケア																																																																																					
			○防疫組織の編成																																																																																				
		○防疫活動																																																																																					
		○DHEATの派遣及び派遣要請																																																																																					
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																																																																				
県		○保健医療調整本部及び保健医療調整会議による保健医療に関する情報収集																																																																																					
		○DMAT及び医療救護班への派遣要請																																																																																					
		○医薬品等の確保																																																																																					
		○広域医療搬送実施のためのSCUの設置																																																																																					
		○地域医療搬送実施のためのSCUの設置																																																																																					
		○県域を越えた協力体制の確立																																																																																					
		○DPATの派遣及び派遣要請																																																																																					
		<u>○JDATの派遣要請</u>																																																																																					
		○保健活動及び心のケア																																																																																					
			○防疫組織の編成																																																																																				
		○防疫活動																																																																																					
		○DHEATの派遣及び派遣要請																																																																																					

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 5 月修正）	修正（2024 年 6 月修正）	備考												
	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第 1 節 医療救護</td><td>県</td><td>第 1 節 県 1 (1) <u>保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置</u> 1 (2) <u>DMA T（<u>追記</u>）の派遣要請</u> 1 (3) <u>医療救護班の派遣要請（<u>追記</u>）</u> 1 (4) <u>保健医療調整本部における医療情報収集</u> 1 (5) <u>市町村、医療機関との情報共有</u> 1 (6) <u>他市町村への応援指示</u> <u>1 (7) 広域医療搬送実施のための S C U の設置</u> <u>1 (8) 地域医療搬送実施のための S C U の設置</u> <u>1 (9) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請</u> <u>1 (10) 県域を越えた協力体制の確立</u> <u>1 (11) 愛知 D P A T の派遣</u> <u>1 (12) D P A T の派遣要請</u></td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 医療救護	県	第 1 節 県 1 (1) <u>保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置</u> 1 (2) <u>DMA T（<u>追記</u>）の派遣要請</u> 1 (3) <u>医療救護班の派遣要請（<u>追記</u>）</u> 1 (4) <u>保健医療調整本部における医療情報収集</u> 1 (5) <u>市町村、医療機関との情報共有</u> 1 (6) <u>他市町村への応援指示</u> <u>1 (7) 広域医療搬送実施のための S C U の設置</u> <u>1 (8) 地域医療搬送実施のための S C U の設置</u> <u>1 (9) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請</u> <u>1 (10) 県域を越えた協力体制の確立</u> <u>1 (11) 愛知 D P A T の派遣</u> <u>1 (12) D P A T の派遣要請</u>	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第 1 節 医療救護</td><td>県</td><td>第 1 節 県 1 (1) <u>医療及び公衆衛生活動に関する調整</u> 1 (2) <u>DMA T（<u>災害派遣医療チーム</u>）の派遣等</u> 1 (3) <u>（<u>削除</u>）救護班の派遣要請等</u> 1 (4) <u>D P A T（<u>災害派遣精神医療チーム</u>）の派遣等</u> 1 (5) <u>J D A T（<u>日本災害歯科支援チーム</u>）の派遣要請等</u> 1 (6) <u>S C U（<u>航空搬送拠点臨時医療施設</u>）の設置（<u>削除</u>）</u></td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 医療救護	県	第 1 節 県 1 (1) <u>医療及び公衆衛生活動に関する調整</u> 1 (2) <u>DMA T（<u>災害派遣医療チーム</u>）の派遣等</u> 1 (3) <u>（<u>削除</u>）救護班の派遣要請等</u> 1 (4) <u>D P A T（<u>災害派遣精神医療チーム</u>）の派遣等</u> 1 (5) <u>J D A T（<u>日本災害歯科支援チーム</u>）の派遣要請等</u> 1 (6) <u>S C U（<u>航空搬送拠点臨時医療施設</u>）の設置（<u>削除</u>）</u>	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
区 分	機関名	主な措置													
第 1 節 医療救護	県	第 1 節 県 1 (1) <u>保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置</u> 1 (2) <u>DMA T（<u>追記</u>）の派遣要請</u> 1 (3) <u>医療救護班の派遣要請（<u>追記</u>）</u> 1 (4) <u>保健医療調整本部における医療情報収集</u> 1 (5) <u>市町村、医療機関との情報共有</u> 1 (6) <u>他市町村への応援指示</u> <u>1 (7) 広域医療搬送実施のための S C U の設置</u> <u>1 (8) 地域医療搬送実施のための S C U の設置</u> <u>1 (9) 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請</u> <u>1 (10) 県域を越えた協力体制の確立</u> <u>1 (11) 愛知 D P A T の派遣</u> <u>1 (12) D P A T の派遣要請</u>													
区 分	機関名	主な措置													
第 1 節 医療救護	県	第 1 節 県 1 (1) <u>医療及び公衆衛生活動に関する調整</u> 1 (2) <u>DMA T（<u>災害派遣医療チーム</u>）の派遣等</u> 1 (3) <u>（<u>削除</u>）救護班の派遣要請等</u> 1 (4) <u>D P A T（<u>災害派遣精神医療チーム</u>）の派遣等</u> 1 (5) <u>J D A T（<u>日本災害歯科支援チーム</u>）の派遣要請等</u> 1 (6) <u>S C U（<u>航空搬送拠点臨時医療施設</u>）の設置（<u>削除</u>）</u>													
	第 1 節 医療救護	第 1 節 医療救護													
158	1 県（保健医療局）における措置 <u>（<u>追記</u>）</u> <u>（1）保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置</u> 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2 次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 <u>（<u>追記</u>）</u> <u>（4）保健医療調整本部における医療情報収集</u> （略） <u>（5）市町村、医療機関との情報共有</u> （略） <u>（6）他市町村への応援指示</u> （略）	1 県（保健医療局）における措置 <u>（1）医療及び公衆衛生活動に関する調整</u> <u>ア</u> 保健医療調整本部及び保健医療調整会議の設置 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う保健医療調整本部を設置するとともに、2 次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整を行う保健医療調整会議を設置し、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾンや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 <u>また、社会福祉施設等の被害状況、対策状況等の把握をする必要がある場合には、福祉部連絡要員を介して福祉部と相互に情報を共有する。</u> <u>イ</u> 保健医療調整本部における医療情報収集 （略） <u>ウ</u> 市町村、医療機関との情報共有 （略） <u>エ</u> 他市町村への応援指示 （略）	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理 保健医療調整本部等設置要綱の改訂に伴う修正												

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 5 月修正)	修正 (2024 年 6 月修正)	備考
	<u>(追記)</u> <u>(2)</u> DMA T の派遣要請 (略) <u>(10)</u> 県域を越えた協力体制の確立 (略) <u>(追記)</u> <u>(3)</u> <u>医療</u> 救護班の派遣要請 (略) <u>(9)</u> 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請 (略) <u>(追記)</u> <u>(11)</u> 愛知D P A T の派遣 <u>ア</u> 県は、必要があると認めるときは、D P A T (災害派遣精神医療チーム) 先遣隊を派遣する。 <u>イ</u> 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、D P A T の編成・派遣等を依頼する。 <u>(12)</u> D P A T の派遣要請 <u>ア</u> 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してD P A T の派遣要請を行う。 <u>イ</u> 県は、D P A T の派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。 <u>(追記)</u>	<u>オ</u> 被災地における医療提供体制の確保・継続 県は、災害派遣医療チーム (DMA T) による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム (DMA T) 活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム (J MAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム (J DAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとする。 この際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 <u>(2)</u> DMA T (災害派遣医療チーム) の派遣等 <u>ア</u> DMA T の派遣要請 (略) <u>イ</u> 県域を越えた協力体制の確立 (略) <u>(3)</u> 救護班の派遣要請等 <u>ア</u> <u>(削除)</u> 救護班の派遣要請 (略) <u>イ</u> 医療救護関係機関に対する救護班の派遣等の要請 (略) <u>(4)</u> D P A T (災害派遣精神医療チーム) の派遣等 <u>ア</u> 愛知D P A T の派遣 <u>(ア)</u> 県は、必要があると認めるときは、D P A T (災害派遣精神医療チーム) 先遣隊を派遣する。 <u>(イ)</u> 県は、必要があると認めるときは、県精神科病院協会等関係機関に対して、D P A T の編成・派遣等を依頼する。 <u>イ</u> D P A T の派遣要請 <u>(ア)</u> 県は、必要があると認めるときは、国及び他の都道府県に対してD P A T の派遣要請を行う。 <u>(イ)</u> 県は、D P A T の派遣を要請した場合、その受入に係る調整等を行うものとする。 <u>(5)</u> J DAT (日本災害歯科支援チーム) の派遣要請等 県は、必要があると認めるときは、国等に対し J DAT (日本災害歯科	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 5 月修正）	修正（2024 年 6 月修正）	備考
161	<u>（追記）</u> <u>（7）</u> 広域医療搬送実施のための S C U の設置 （略） <u>（8）</u> 地域医療搬送実施のための S C U の設置 （略） <u>（追記）</u> 8 その他の医療救護関係機関における措置 ◆ 附属資料第 15「災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（県対県柔道整復師会）」 <u>（追記）</u> 1 1 医薬品その他衛生材料の確保 （6）県は、<u>陸上の交通手段が確保できない場合は</u>、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。 1 2 血液製剤の確保 （3）県は、<u>通常の輸送体制がとれない場合は</u>、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。	<u>支援チーム）の派遣要請を行う。</u> <u>（6）S C U（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置</u> <u>ア</u> 広域医療搬送実施のための S C U の設置 （略） <u>イ</u> 地域医療搬送実施のための S C U の設置 （略） ◆ <u>附属資料第 15「愛知県災害時歯科保健医療活動ガイドライン」</u> 8 その他の医療救護関係機関における措置 ◆ 附属資料第 15「災害時の柔道整復師救護活動に関する協定書（県対県柔道整復師会）」 ◆ <u>附属資料第 15「災害時のあん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の救護活動に関する協定書（県対愛知県鍼灸マッサージ師会・愛知県鍼灸師会）」</u> 1 1 医薬品その他衛生材料の確保 （6）県は、<u>緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には</u>、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、医薬品等の空輸を行う。 1 2 血液製剤の確保 （3）県は、<u>緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には</u>、名古屋市消防航空隊とヘリコプターの出動を調整するとともに、県警察、自衛隊等にヘリコプター等の出動を要請して、血液製剤の空輸を行う。	附属資料の追加 協定締結のため 令和 6 年 1 月 30 日付消防第 14 号 消防庁国民保護・防災部防災課長通知に基づく修正
	第 2 節 防疫・保健衛生	第 2 節 防疫・保健衛生	
165	5 栄養指導等 （略） <u>（追記）</u>	5 栄養指導等 （略） ◆ <u>附属資料第 15「愛知県大規模災害時における栄養・食生活支援活動ガイドライン」</u>	附属資料の追加
167	◆ 附属資料第 15「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書（県対公益社団法人愛知県栄養士会）」	◆ 附属資料第 15「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書（県対公益社団法人愛知県栄養士会）」	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 5 月修正）	修正（2024 年 6 月修正）	備考																																
	1 1 応援協力関係 <u>(追記)</u> (10) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。	1 1 応援協力関係 <u>(10) 県は、必要があると認めるときは、国等に対して J D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請を行う。</u> (11) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。																																	
	第 7 章 交通の確保・緊急輸送対策	第 7 章 交通の確保・緊急輸送対策																																	
	第 1 節 道路交通規制等	第 1 節 道路交通規制等																																	
168	■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>県警察</td><td></td><td>○交通規制等の実施</td><td></td></tr><tr><td>本部 海上保安 第四管区</td><td></td><td>○情報収集、警戒、取締り</td><td></td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td></td><td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施</td><td></td></tr></table> <u>(追記)</u>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県警察		○交通規制等の実施		本部 海上保安 第四管区		○情報収集、警戒、取締り		中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施		■ 主な機関の応急活動 <table><tr><th>機関名</th><th>事 前</th><th>被害発生中</th><th>事 後</th></tr><tr><td>県警察</td><td></td><td>○交通規制等の実施</td><td></td></tr><tr><td>本部 海上保安 第四管区</td><td></td><td>○情報収集、警戒、取締り</td><td></td></tr><tr><td>中部地方整備局</td><td></td><td>○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施</td><td></td></tr></table> <u>○愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</u>	機関名	事 前	被害発生中	事 後	県警察		○交通規制等の実施		本部 海上保安 第四管区		○情報収集、警戒、取締り		中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施		愛知県災害時交通マネジメント検討会を計画上に位置付けることに伴う修正
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																
県警察		○交通規制等の実施																																	
本部 海上保安 第四管区		○情報収集、警戒、取締り																																	
中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施																																	
機関名	事 前	被害発生中	事 後																																
県警察		○交通規制等の実施																																	
本部 海上保安 第四管区		○情報収集、警戒、取締り																																	
中部地方整備局		○道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ○道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能の確保 ○緊急災害派遣隊による活動支援 ○情報の提供 ○応急対策の実施																																	
	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第 1 節 道路交通規制等</td><td>県警察</td><td>1 (1) 緊急交通路の確保 1 (2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1 (3) 交通規制の実施 1 (4) 強制排除措置 1 (5) 緊急通行車両の確認等 1 (6) 交通情報の収集及び提供</td></tr><tr><td></td><td>自衛官、消防吏員</td><td>2 警察官がその場にはない場合の交通規制等の実施</td></tr><tr><td>第 2 節 道路施設対策</td><td>中部地方整備局</td><td>1 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1 (3) 緊急災害対策派遣隊による活動支援 1 (4) 情報の提供 1 (5) 応急資機材等の確保</td></tr></table> <u>(追記)</u>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 道路交通規制等	県警察	1 (1) 緊急交通路の確保 1 (2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1 (3) 交通規制の実施 1 (4) 強制排除措置 1 (5) 緊急通行車両の確認等 1 (6) 交通情報の収集及び提供		自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にはない場合の交通規制等の実施	第 2 節 道路施設対策	中部地方整備局	1 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1 (3) 緊急災害対策派遣隊による活動支援 1 (4) 情報の提供 1 (5) 応急資機材等の確保	■ 主な機関の措置 <table><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr><tr><td>第 1 節 道路交通規制等</td><td>県警察</td><td>1 (1) 緊急交通路の確保 1 (2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1 (3) 交通規制の実施 1 (4) 強制排除措置 1 (5) 緊急通行車両の確認等 1 (6) 交通情報の収集及び提供</td></tr><tr><td></td><td>自衛官、消防吏員</td><td>2 警察官がその場にはない場合の交通規制等の実施</td></tr><tr><td>第 2 節 道路施設対策</td><td>中部地方整備局</td><td>1 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1 (3) 緊急災害対策派遣隊による活動支援 1 (4) 情報の提供 1 (5) 応急資機材等の確保 <u>1 (6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</u></td></tr></table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 道路交通規制等	県警察	1 (1) 緊急交通路の確保 1 (2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1 (3) 交通規制の実施 1 (4) 強制排除措置 1 (5) 緊急通行車両の確認等 1 (6) 交通情報の収集及び提供		自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にはない場合の交通規制等の実施	第 2 節 道路施設対策	中部地方整備局	1 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1 (3) 緊急災害対策派遣隊による活動支援 1 (4) 情報の提供 1 (5) 応急資機材等の確保 <u>1 (6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</u>									
区 分	機関名	主な措置																																	
第 1 節 道路交通規制等	県警察	1 (1) 緊急交通路の確保 1 (2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1 (3) 交通規制の実施 1 (4) 強制排除措置 1 (5) 緊急通行車両の確認等 1 (6) 交通情報の収集及び提供																																	
	自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にはない場合の交通規制等の実施																																	
第 2 節 道路施設対策	中部地方整備局	1 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1 (3) 緊急災害対策派遣隊による活動支援 1 (4) 情報の提供 1 (5) 応急資機材等の確保																																	
区 分	機関名	主な措置																																	
第 1 節 道路交通規制等	県警察	1 (1) 緊急交通路の確保 1 (2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類 1 (3) 交通規制の実施 1 (4) 強制排除措置 1 (5) 緊急通行車両の確認等 1 (6) 交通情報の収集及び提供																																	
	自衛官、消防吏員	2 警察官がその場にはない場合の交通規制等の実施																																	
第 2 節 道路施設対策	中部地方整備局	1 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 1 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路の機能確保 1 (3) 緊急災害対策派遣隊による活動支援 1 (4) 情報の提供 1 (5) 応急資機材等の確保 <u>1 (6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</u>																																	
169	(5) 緊急通行車両の確認等 ア 県公安委員会が災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条 <u>(追記)</u> の規定により緊急通行車両の確認を	(5) 緊急通行車両の確認等 ア 県公安委員会が災害対策基本法第 76 条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第 33 条 <u>第 1 項</u> の規定により緊急通行車両の確認を	災害対策基本法の改正に伴う修正																																

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 5 月修正)	修正 (2024 年 6 月修正)	備考
172	行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに<u>申請者</u>に交付する。 (略) ◆ 附属資料第 6「緊急通行車両等届出書、確認証明書、標章」	行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出するものとする。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに<u>申出者</u>に交付する。 (略) ◆ 附属資料第 6「緊急通行車両等<u>の確認手続等実施要領</u>」	
	第 2 節 道路施設対策	第 2 節 道路施設対策	
174	1 中部地方整備局における措置 <u>(追記)</u> (略)	1 中部地方整備局における措置 <u>(6) 愛知県災害時交通マネジメント検討会による調整</u> <u>ア 検討会の設置</u> <u>中部地方整備局名古屋国道事務所（以下「名古屋国道事務所」という。）は、災害復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、有識者、国土交通省、自治体等の参画のもと、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメント施策の包括的な検討、調整等を行うため、愛知県災害時交通マネジメント検討会を設置する。</u> <u>※ 「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。</u> <u>※ 「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。</u> <u>イ 検討会の開催</u> <u>名古屋国道事務所は、災害、事故等により幹線道路（高速、直轄）や鉄道が広範囲に被災し、長期間の交通ネットワーク途絶の恐れがある場合における幹線道路の渋滞緩和を図る必要がある場合、検討会を開催する。なお、県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、名古屋国道事務所に対し、検討会の開催を要請することができる。</u> (略)	愛知県災害時交通マネジメント検討会を愛知県地域防災計画に位置付けることに伴う修正

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 5 月修正）	修正（2024 年 6 月修正）	備考
175	2 中日本高速道路株式会社における措置 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ウ 状況に応じて、 <u>所有する</u> ヘリコプターにより空から被災状況等の把握に努める。 (略) (4) 応急復旧対策の実施 エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、 <u>(追記)</u> 道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。 (略)	2 中日本高速道路株式会社における措置 (1) 道路情報の収集及び関係機関との情報共有 ウ 状況に応じて、 <u>(削除)</u> ヘリコプターにより空から被災状況等の把握に努める。 (略) (4) 応急復旧対策の実施 エ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、 <u>災害対策基本法に基づき、</u> 道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。(略)	自社のヘリコプターを所有していないため。 災害対策基本法第76条の6に基づく修正
	第3節 空港施設対策	第3節 空港施設対策	
177	(愛知県名古屋飛行場) 3 県(名古屋空港事務所)における措置 県(名古屋空港事務所)は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する <u>措置を講じる</u> とともに、応急復旧工事を実施する。	愛知県名古屋飛行場) 3 県(名古屋空港事務所)における措置 県(名古屋空港事務所)は、滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する <u>措置をとる</u> とともに、応急復旧工事を実施する。	表記の修正
	第6節 緊急輸送手段の確保	第6節 緊急輸送手段の確保	
181	7 緊急通行車両の事前の<u>事前届出</u>及び確認 (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の <u>事前届出</u> を行うこととする。 (略) ◆ 附属資料第6「緊急通行車両等の <u>事前届出</u> ・確認手続等要領」	7 緊急通行車両の<u>(削除)</u>確認 (1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等にあつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の <u>確認申出</u> を行うこととする。 (略) ◆ 附属資料第6「緊急通行車両等の <u>(削除)</u> 確認手続等要領」	災害対策基本法の改正に伴う修正
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 5 月修正)	修正 (2024 年 6 月修正)	備考
193	1 市町村における措置 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> 2 県（福祉局、保健医療局、県民文化局）における措置 (3) 多言語による情報発信 <u>(追加)</u> 県国際交流協会<u>との連携</u>や大規模な災害時に開設する愛知県災害多言語支援センターにより、外国人支援のための多言語による情報発信、<u>相談対応等を行うとともに、必要に応じて被災地への通訳ボランティアの派遣等を行う。</u>	1 市町村における措置 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。 (第 2 編災害予防 第 10 章に移動) 2 県（福祉局、保健医療局、県民文化局）における措置 (3) 多言語による情報発信<u>等</u> 県国際交流協会<u>と共同で</u>大規模な災害時に開設する愛知県災害多言語支援センターにより、外国人支援のための多言語による情報発信、<u>被災市町村の外国人相談対応等における、通訳及び翻訳の支援等を行う。</u>	表記の整理 愛知県災害多言語支援センターの設置体制の見直しを行ったため。
	第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給	第 10 章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第 1 節 給水	第 1 節 給水	
196	2 県（<u>保健医療局</u>、企業庁）における措置	2 県（<u>建設局</u>、企業庁）における措置	2024 年度から、水道事業の認可等に関する事務が建設局に移管するため。
	第 13 章 ライフライン施設等の応急対策	第 13 章 ライフライン施設等の応急対策	
206	主な機関の応急活動 機関名 <u>ガス会社</u>、LP ガス協会	主な機関の応急活動 機関名 <u>都市ガス会社</u>、LP ガス協会	表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 5 月修正）	修正（2024 年 6 月修正）	備考
	第 3 節 上水道施設対策	第 3 節 上水道施設対策	
210	県（ 保健医療局 ）、水道事業者（企業庁及び市町村）における措置	県（ 建設局 ）、水道事業者（企業庁及び市町村）における措置	2024 年度から水道事業の認可等に関する事務が建設局に移管するため。
	第 6 節 通信施設の応急措置	第 6 節 通信施設の応急措置	
212	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等と関係機関に共有する。	1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置 西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。	防災基本計画に基づく修正
	第 15 章 航空災害対策	第 15 章 航空災害対策	
	第 2 節 愛知県名古屋飛行場	第 2 節 愛知県名古屋飛行場	
228	1 県（名古屋空港事務所）における措置 (8) 滑走路等の使用の一時停止措置 滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する措置を講じるとともに、応急復旧工事を実施する。	1 県（名古屋空港事務所）における措置 (8) 滑走路等の使用の一時停止措置 滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する措置をとるとともに、応急復旧工事を実施する。	表記の整理
230	3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場） (1) 飛行場内で航空機事故が発生した場合 国土交通省大阪航空局 <u>中部空港事務所</u> (2) 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合	3 情報の伝達系統（愛知県名古屋飛行場） (1) 飛行場内で航空機事故が発生した場合 国土交通省大阪航空局 <u>関西空港事務所</u> (2) 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合	令和 3 年 10 月 1 日より一部業務が大阪航空局中部空港事

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行 (2023 年 5 月修正)	修正 (2024 年 6 月修正)	備考
234	国土交通省大阪航空局 <u>中部空港事務所</u> 5 情報の伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合） (1) 民間航空機の場合 <u>所管</u> 東三河総局・県民事務所等	国土交通省大阪航空局 <u>関西空港事務所</u> 5 情報の伝達系統（その他の地域で事故が発生した場合） (1) 民間航空機の場合 <u>(削除)</u> 東三河総局・県民事務所等	務所から関西空港事務所に集約されたため 表記の整理
235	(2) 自衛隊機の場合 <u>所管</u> 東三河総局・県民事務所等	(2) 自衛隊機の場合 <u>(削除)</u> 東三河総局・県民事務所等	
	第 2 4 章 住宅対策	第 2 4 章 住宅対策	
	第 5 節 住宅の応急修理	第 5 節 住宅の応急修理	
278	1 県（<u>(追記)</u> 建築局）及び救助実施市における措置 <u>(1) 応急修理の実施</u> 県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。応急修理は、 <u>居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修</u> するものであり、次のとおり実施する。 <u>(追記)</u>	1 県（<u>防災安全局・建築局</u>）及び救助実施市における措置 <u>(削除)</u> 県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う（救助実施市は、県の連絡調整の下でこれを行うものとする。）。応急修理は、 <u>「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」</u> をするものであり、次のとおり実施する。 <u>(1) 応急修理の実施</u> <u>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>(ア) 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u> <u>(イ) 修理の範囲</u> <u>雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分</u> <u>(ウ) 修理の費用</u> <u>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u> <u>(エ) 修理の期間</u> <u>災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u>	災害救助法による災害の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号）の一部改正のため。 令和 5 年 4 月 1 日から適用

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 5 月修正）	修正（2024 年 6 月修正）	備考
278 — 279	<u>(追記)</u> <u>ア</u> 応急修理を受ける者の範囲 <u>(ア)</u> 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 <u>(イ)</u> 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 <u>イ</u> 修理の範囲 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。 <u>ウ</u> 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 <u>エ</u> 修理の期間 <u>地震</u> 災害が発生してから 3 か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6 か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 <u>オ</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。	<u>(オ) 修理の方法</u> <u>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</u> <u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> <u>(ア)</u> 応急修理を受ける者の範囲 <u>a</u> 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 <u>b</u> 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 <u>(イ)</u> 修理の範囲 居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。 <u>(ウ)</u> 修理の費用 応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。 <u>(エ)</u> 修理の期間 <u>(削除)</u> 災害が発生してから 3 か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6 か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 <u>(オ)</u> 修理の方法 住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。	

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 5 月修正）	修正（2024 年 6 月修正）	備考																																																				
	第 4 編 災害復旧・復興	第 4 編 災害復旧・復興																																																					
	第 4 章 被災者等の生活再建等の支援	第 4 章 被災者等の生活再建等の支援																																																					
293	■ 主な機関の措置 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">第 1 節 罹災証明書の交付等</td><td>県</td><td>1 (1) 市町村の支援等 1 (2) 市町村への情報の提供</td></tr><tr><td>市町村</td><td>2 (1) 罹災証明書の交付 2 (2) 被災者台帳の作成</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>(追加)</td><td>(追加)</td><td>(追加)</td></tr><tr><td>第 2 節 被災者への経済的支援等</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第 3 節 金融対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第 4 節 住宅等対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第 5 節 労働者対策</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 罹災証明書の交付等	県	1 (1) 市町村の支援等 1 (2) 市町村への情報の提供	市町村	2 (1) 罹災証明書の交付 2 (2) 被災者台帳の作成	略		(追加)	(追加)	(追加)	第 2 節 被災者への経済的支援等	略		第 3 節 金融対策	略		第 4 節 住宅等対策	略		第 5 節 労働者対策	略		■ 主な機関の措置 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>機関名</th><th>主な措置</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="3">第 1 節 罹災証明書の交付</td><td>県</td><td>1 (1) 市町村の支援 1 (2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等</td></tr><tr><td>市町村</td><td>2 罹災証明書の交付 (削除)</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">第 2 節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</td><td>県</td><td>1 (1) 市町村への被災者に関する情報の提供 1 (2) 市町村の支援</td></tr><tr><td>市町村</td><td>2 (1) 被災者台帳の作成 2 (2) 災害ケースマネジメントの実施</td></tr><tr><td>第 3 節 被災者への支援金等の支給、税の減免等</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第 4 節 金融対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第 5 節 住宅等対策</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>第 6 節 労働者対策</td><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	区 分	機関名	主な措置	第 1 節 罹災証明書の交付	県	1 (1) 市町村の支援 1 (2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等	市町村	2 罹災証明書の交付 (削除)	略		第 2 節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	県	1 (1) 市町村への被災者に関する情報の提供 1 (2) 市町村の支援	市町村	2 (1) 被災者台帳の作成 2 (2) 災害ケースマネジメントの実施	第 3 節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	略		第 4 節 金融対策	略		第 5 節 住宅等対策	略		第 6 節 労働者対策	略		防災基本計画に基づく修正及び表記の整理
区 分	機関名	主な措置																																																					
第 1 節 罹災証明書の交付等	県	1 (1) 市町村の支援等 1 (2) 市町村への情報の提供																																																					
	市町村	2 (1) 罹災証明書の交付 2 (2) 被災者台帳の作成																																																					
	略																																																						
(追加)	(追加)	(追加)																																																					
第 2 節 被災者への経済的支援等	略																																																						
第 3 節 金融対策	略																																																						
第 4 節 住宅等対策	略																																																						
第 5 節 労働者対策	略																																																						
区 分	機関名	主な措置																																																					
第 1 節 罹災証明書の交付	県	1 (1) 市町村の支援 1 (2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等																																																					
	市町村	2 罹災証明書の交付 (削除)																																																					
	略																																																						
第 2 節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	県	1 (1) 市町村への被災者に関する情報の提供 1 (2) 市町村の支援																																																					
	市町村	2 (1) 被災者台帳の作成 2 (2) 災害ケースマネジメントの実施																																																					
第 3 節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	略																																																						
第 4 節 金融対策	略																																																						
第 5 節 住宅等対策	略																																																						
第 6 節 労働者対策	略																																																						
	第 1 節 罹災証明書の交付等	第 1 節 罹災証明書の交付 (削除)																																																					
294	1 県（防災安全局）における措置 (1) 市町村の支援等 ア 市町村の支援 (略) イ 説明会の実施、調査・判定方法の調整等 県は（中略）被災市町村間の調整を図る。 (2) 市町村への情報の提供 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 2 市町村における措置 (1) 罹災証明書の交付	1 県（防災安全局）における措置 (1) 市町村の支援 (削除) (削除) (略) (2) 説明会の実施、調査・判定方法の調整等 県は（中略）被災市町村間の調整を図る。 (修正後第 2 節に記載) 2 市町村における措置 (表題の削除)	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理 地震・津波編との整合																																																				

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 5 月修正）	修正（2024 年 6 月修正）	備考
	市町村は、（中略）適切な手法により実施するものとする。 <u>（追記）</u> <u>（2）被災者台帳の作成</u> 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。	市町村は、（中略）適切な手法により実施するものとする。 <u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u> <u>（修正後第 2 節に記載）</u>	
	<u>（追記）</u>	第 2 節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	
294	<u>（参考）第 1 節 罹災証明書の交付等から記載箇所変更</u> 1 県（防災安全局）における措置 <u>（2）市町村への情報の提供</u> 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 <u>（追記）</u> <u>（参考）第 1 節 罹災証明書の交付等から記載箇所変更</u> 2 市町村における措置 <u>（2）被災者台帳の作成</u> 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>（追加）</u>	1 県（防災安全局、福祉局、保健医療局）における措置 <u>（1）市町村への被災者に関する情報の提供</u> 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。 <u>（2）市町村の支援</u> 県は、必要に応じて、NPO・ボランティア関係団体等との連携の調整や保健師、社会福祉士等専門職員の派遣の調整、活用できる事業の周知等市町村が行う災害ケースマネジメントの取組を支援するよう努める。 2 市町村における措置 <u>（1）被災者台帳の作成</u> 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>（2）災害ケースマネジメントの実施</u> 市町村は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じて専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向け	防災基本計画に基づく修正及び表記の整理

風水害等災害対策計画 新旧対照表

頁	現行（2023 年 5 月修正）	修正（2024 年 6 月修正）	備考
		<u>て継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。</u> <u>取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。</u>	
	第 2 節 被災者への経済的支援等	第 3 節 被災者への支援金等の支給、税の減免等	表記の整理
	第 3 節 金融対策	第 4 節 金融対策	
	第 4 節 住宅等対策	第 5 節 住宅等対策	
	第 5 節 労働者対策	第 6 節 労働者対策	
	第 5 章 商工業・農林水産業の再建支援	第 5 章 商工業・農林水産業の再建支援	
	第 1 節 商工業の再建支援	第 1 節 商工業の再建支援	
301	1 県（経済産業局、観光コンベンション局）における措置 (2) 金融支援等 県は、被災した中小企業に対する資金対策として、<u>小規模企業等振興資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）</u>等により、事業資金の融資を行う。	1 県（経済産業局、観光コンベンション局）における措置 (2) 金融支援等 県は、被災した中小企業に対する資金対策として、<u>経済環境適応資金災害対応資金【短期】、経済環境適応資金災害対応資金【長期】、経済環境適応資金災害対応資金【大規模災害】</u>等により、事業資金の融資を行う。	県制度融資改正のため。